

弁済期・契約満了期（文言）一覧

弁済期・契約満了期（文言により定められているもの）のうち主なものを掲げると次のとおり。

「限月取引終了時」

「限月取引最終日」

「取引終了時」

「債券貸借取引終了時」

「権利行使期間満了日」

* 請求書に記載された弁済期・契約満了期（文言により定められているもの）が上記以外のものである場合には、業務局国債業務グループに照会のうえ取扱う。

質権・転質権の設定の事由一覧

質権・転質権の設定の事由のうち主なものを掲げると次のとおり。

- ① 日本銀行取引関係
 - 「日本銀行との取引および代理店契約等による債務弁済の根担保」
 - 「手形貸付取引による債務弁済の担保」
- ② 金融機関等取引関係（除く日銀取引関係）
 - 「金銭消費貸借契約の担保」
 - 「当座貸越契約の根担保」
 - 「手形貸付取引の担保」
 - 「支払承諾取引の担保」
 - 「銀行取引の保証」
 - 「銀行取引上の債務の根担保」
- ③ 指定金融機関等関係
 - 「指定代理金融機関事務取扱の保証」
 - 「収納代理金融機関事務取扱の保証」
 - 「出納事務取扱の保証」
- ④ 先物取引等関係
 - 「取引証拠金」
 - 「委託証拠金」
 - 「債券先物取引の委託証拠金」
 - 「債券先物・債券先物オプション取引の委託証拠金」
 - 「債券先物・株価指数オプション取引の委託証拠金」
- ⑤ 一般商取引関係
 - 「商取引上の担保」
 - 「取引上の債務の保証」
 - 「取引保証に基づく担保」
 - 「貸付金の担保」
 - 「借入金の担保」
 - 「営業保証金」
- ⑥ その他
 - 「減紛失国債元金の支払を受ける担保」
 - 「減紛失国債利子の支払を受ける担保」
 - 「減紛失国債利子の支払を受ける根担保」

* 請求書に記載された設定の事由が上記以外のものである場合には、業務局国債業務グループに照会のうえ取扱う。